

令和2年5月12日

保護者の皆様

広島市教育委員会  
広島市立広島特別支援学校長

### 臨時休業中の分散自主登校日について

日頃から本市教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、5月31日（日）まで、一斉臨時休業を行っているところですが、文部科学省から、子供の健やかな学びを保障するという観点から、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を開始するという考えが示されたことや、本市の新型コロナウイルス感染者の発生状況等を踏まえ、下記のとおり分散自主登校日（以下、「登校日」という。）を設定することとしました。

なお、この度の措置につきましては、今後の感染拡大の状況等によって、変更する可能性があることを申し添えるとともに、追加のお知らせをする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

### 記

1 登校日設定期間 令和2年5月18日（月）～5月29日（金）（土・日曜日は除く）

### 2 実施方法等

児童生徒の健康観察を行うとともに、家庭での学習状況の確認や補習等の学習指導を行うため、週1回の登校日を設けます。

なお、臨時休業中の自主登校であることから、授業日数には含まないものとして取り扱います。登校は保護者了解のもとで行うこととし、登校できない場合であっても欠席扱いにはなりません。

- (1) スクールバスの時間に合わせて登下校します。
- (2) 登校する学年を3つに分け、スクールバスの配席が過密にならないようにします。また、教室では、対面とならないようにする、換気を行う、こまめな手洗いを徹底する等の感染防止に取り組めます。
- (3) 発熱がある場合や咳など風邪の症状がある場合は、登校を控えてください。
- (4) 登校できない場合には、学校へ御連絡ください。
- (5) 登校する際には、お子様の体温や体調不良等の有無について「健康観察カード」に御記入の上、お子様を通じて、学校へ御提出ください。また、お子様には、マスクを着用させてください。

### 3 留意していただきたいことについて

#### (1) 臨時休業中の過ごし方について

- ・ 現在、症状の出していないお子様についても、人の多く集まる所に行くことを避けてください。ただし、運動不足の解消や気分転換を図るために、近くの公園等で散歩やジョギングをするなどの活動を制限するものではありません。
- ・ 規則正しい生活を心がけてください。

#### (2) 家庭学習について

- ・ 臨時休業期間中は、自宅で過ごすことが基本となりますので、計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等に取り組むことができるようお願いします。

#### (3) お子様の健康管理について

- ・ 強いだるさ、息苦しさ、高熱等の強い症状がある場合や、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続くなどの場合は、広島市新型コロナウイルス感染症コールセンター（082-241-4566 全日対応）等へ相談し、その指示内容に従ってください。
- ・ 臨時休業中に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、すぐに学校へ連絡をしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言に基づく「新しい生活様式」（別添参照）を踏ま

え、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを基本とし、生活の各場面で3密を回避してください。

- なお、自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を、保護者の方も含め行うようにしてください。
- (4) 家庭等で過ごすことが困難な児童生徒への対応について
- 臨時休業は、原則、全校児童生徒を対象としていますが、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことのできない児童生徒については、社会福祉サービスの利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の居場所を確保できない場合は、個々の状況をよく把握し、感染予防に十分留意した上で、受入れを継続します。なお、給食については実施しません。
- (5) その他
- 学校に提出された連絡先に変更がある場合は、必ず学校に御連絡ください。
  - 休業期間の終了等、別途御連絡いたします。